

江田島市告示第 88 号

江田島市集会施設等再編整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 25 年 9 月 4 日

江田島市長 田 中 達 美

江田島市集会施設等再編整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、認可地縁団体等による集会施設等の運営管理を支援するため、認可地縁団体等に対し、予算の範囲内で集会施設等再編整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則（平成 16 年江田島市規則第 50 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可地縁団体 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定による市長の認可を受けた地縁による団体をいう。
- (2) 集会施設等 市長が認可地縁団体等へ移譲することを認めた施設
- (3) 中心施設 市と認可地縁団体等の協議により、統廃合又は複合化により機能を集約する施設

(補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、認可地縁団体等が実施主体となって行う集会施設等に係る次に掲げる事業とする。ただし、認可地縁団体等の区域内において、中心施設が決定していない場合は、補助対象としないも

のとする。

- (1) 増・改築事業
- (2) 修繕事業
- (3) 解体事業
- (4) 維持管理事業
- (5) 下水道接続事業
- (6) その他市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について、同一年度に市、県、国、公益法人等による他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象としないものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費とし、補助金限度額、補助対象経費及び対象期間は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする認可地縁団体等（以下「申請者」という。）は、集会施設等再編整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 設計書又は見積書及び設計図の写し
- (4) 敷地の所有又は使用についての権利を証する書類の写し

(増築の場合)

- (5) 建築確認通知書の写し（増築又は改築の場合）

- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、交付の決定をしたときは、江田島市補助金等交付規則第7条の規定により、その結果を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更交付申請)

第7条 前条第2項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、集会施設等再編整備事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更決定)

第8条 市長は、前条の変更交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の変更の可否を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、集会施設等再編整備事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書(様式第5号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日(補助事業を廃止したときは、その承認を受けた日)から1月以内に行わなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の報告書を受理した場合は、これを審査し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、江田島市補助金等交付規則第16条第2項の規

定により，市長に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の概算払）

第12条 市長は，補助対象事業の実施上必要と認めるときは，補助金の全部又は一部を概算払することができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は，補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において，既にその額を超える補助金が交付されているときは，期間を定めてその返還を命ずるものとする。

（備品の管理）

第14条 補助事業者は，補助金により整備した備品について，備品管理簿を整備し，適切に管理しなければならない。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者は，補助事業に係る経費の収入支出等を明らかにした書類及び帳簿を整備し，当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（調査等）

第16条 市長は，必要があると認めるときは，補助金の使途等に関して調査を行い，又は資料の提出を求めることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成25年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

中心施設			中心施設以外		
補助対象事業	補助率	補助金 限度額	補助対象事業	補助率	補助金 限度額
○増・改築事業	10/10	1,250万円	○修繕事業	1/2	120万円
○修繕事業	4/5	120万円	○解体事業	10/10	なし
○解体事業	10/10	なし	○維持管理事業	1/2	なし
○維持管理事業	4/5	なし	○下水道接続事業	10/10	なし
○下水道接続事業	10/10	なし			

補助対象事業	補助対象経費	対象期間
増・改築事業	既存の集会施設等の増築（床面積を増加させ、 建築すること。）又は改築（一部を除去し、新しく作り直すこと。） 基礎工事費及び本体工事費（屋根工事費を含む。）、内外装工事費、給排水工事費、電気工事費、架設工事費、その他市長が必要と認めた工事費	交付後10年間再補助なし
修繕事業	集会施設等の維持管理上必要と認められる補修で改築の程度に至らないもの 基礎工事費及び本体工事費（屋根工事費を含む。）、内外装工事費、給排水工事費、電気工事費、架設工事費、その他市長が必要と認めた工事費	交付後5年間再補助なし
解体事業	既存の集会施設等の解体工事費	1施設につき1回を限度とする。
維持管理事業	既存の集会施設等の光熱水費 電気、ガス、水道、下水道料金	集会施設等を認可地縁団体等に移譲した年度から市長が必要と認める期間
下水道接続事業	既存の集会施設等の下水道接続に要する経費 江田島市水洗便所等改造工事補助金交付要綱（平成16年江田島市告示第61号）第2条第1号に規定する水洗便所等改造工事に係る費用 江田島市公共下水道事業受益者負担金に関する条例（平成16年江田島市条例第157号）、江田島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成16年江田島市条例第158号）及び江田島市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成16年江田島市条例第159号）に規定する負担金又は分担金の額から一括納付報奨金又は前納報奨金を除いた金額	1施設につき1回を限度とする。ただし、受益者負担金又は受益者分担金については、支払を完了するまでとする。

様式第1号（第5条関係）

集会施設等再編整備事業補助金交付申請書

年 月 日

江田島市長 様

代表者の住所

名称

代表者氏名

㊟

次のとおり，江田島市集会施設等再編整備事業補助金交付要綱第5条の規定により，関係書類を添えて申請します。

（単位：円）

補助対象施設の名称					
事業の概要					
補助 金 交 付 申 請 額	事業の名称	総事業費	補助対象経費	補助率	交付申請額
	増・改築事業			10/10	
	修繕事業			4/5 1/2	
	解体事業			10/10	
	維持管理事業			4/5 1/2	
	下水道接続事業			10/10	
	合計				
事業実施予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
備考					

- 添付書類
- 1 事業計画書
 - 2 収支予算書（様式第2号）
 - 3 設計書又は見積書及び設計図の写し
 - 4 敷地の所有又は使用についての権利を証する書類の写し（増築の場合）
 - 5 建築確認通知書の写し（増築又は改築の場合）
 - 6 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要（積算基礎等）
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要（積算基礎等）
合 計		

※ 補助対象経費に下線を入れてください。

様式第3号（第7条関係）

集会施設等再編整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日

江田島市長 様

代表者の住所

名称

代表者氏名

㊟

次のとおり，江田島市集会施設等再編整備事業補助金交付要綱第7条の規定により，関係書類を添えて申請します。

（単位：円）

補助対象施設の名称					
変更した事業の概要					
補助 金 変 更 交 付 申 請 額	事業の名称	総事業費	補助対象経費	補助率	変更交付申請額
	増・改築事業			10/10	
	修繕事業			4/5 1/2	
	解体事業			10/10	
	維持管理事業			4/5 1/2	
	下水道接続事業			10/10	
	合計				
変更後の事業実施 予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
備考					

添付書類 1 変更事業計画書

2 変更後の収支予算書（様式第2号）

様式第4号（第9条関係）

集会施設等再編整備事業補助金実績報告書

年 月 日

江田島市長 様

代表者の住所

名称

代表者氏名

㊟

年度において、指令第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり、江田島市集会施設等再編整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

（単位：円）

補助対象施設の名称					
補助金実績額	事業の名称	総事業費	補助対象経費	補助率	実績額
	増・改築事業			10/10	
	修繕事業			4/5 1/2	
	解体事業			10/10	
	維持管理事業			4/5 1/2	
	下水道接続事業			10/10	
	合計				
事業実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
備考					

- 添付書類
- 1 事業報告書
 - 2 収支決算書（様式第5号）
 - 3 その他市長が必要と認める書類

収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	摘要(積算基礎等)
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	摘要(積算基礎等)
合 計				

※ 補助対象経費に下線を入れてください。